

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXX  
通算グループ整理番号 XXXXXXX  
整理番号 XXXXXXX  
業種番号 XXXX

別表一青色申告用

株式会社 NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNN

殿

NNNNN 税務署長

令和XX年XX月XX日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について  
令和XX年XX月XX日

貴法人の法人税の確定申告書及び地方法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、事業年度及び課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税及び地方法人税の納付期限でもありますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。

- ◎ 勘定科目内訳明細書及び法人事業概況説明書（貴法人が調査課所管法人である場合は会社事業概況書）を併せて提出してください。
- ◎ 税理士法第30条及び第33条の2に規定している書面を添付される場合には、別表一の該当する欄を選択していただくをお願いします。
- ◎ 電子申告では書面による申告書と異なり1部のみ提出となりますので、同一の申告について二重に送信しないでください。  
なお、別途郵送等により提出していただきます書類につきましては、X部としていただくようお願いします。
- ◎ 中間申告分の法人税額は、X,XXX,XXX,XXX,XXX円  
中間申告分の地方法人税額は、X,XXX,XXX,XXX,XXX円となっています。

期限を経過してから確定申告書を提出したり、納付しますと、加算税や延滞税を納付しなければなりませんから、必ず期限内に申告・納付してください。  
なお、確定申告書の提出期限の延長又は延長の特例が認められている法人については、その延長期間までに申告・納付していただくこととなりますが、延長期間中は原則として利子税がかかります。  
<グループ通算制度が始まります!!>  
令和2年度税制改正により、「グループ通算制度」が創設され、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度から適用されます。これに伴い、グループ通算制度の適用法人は、親法人だけでなく子法人も法人税及び地方法人税の申告をする必要があるとともに、当該申告は電子申告により行う必要があります。電子的に提出することが義務付けられた申告書等を書面により提出した場合には、当該申告は無効なものとして取り扱われますのでご注意ください。  
なお、連結法人は令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行されます。

○ 申告期限の延長の特例に関する事項  
・ 申告期限延長期間 …… XX月

○ 納付に関する事項  
・ ダイレクト納付利用可能金融機関 : NNNNNNNNNNN銀行NNNNNNNNNN支店  
NN預金 XXXXXXXXX

- ◎ この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- ◎ 申告や納税についてお分かりにならない点がございましたら、[国税庁ホームページ\(https://www.nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)をご覧ください。  
また、[申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。](#)
- ◎ e-Taxについてご不明の点がございましたら、[ヘルプデスク\(TEL 0570-01-5901\)](tel:0570-01-5901)までお問い合わせください。
- ◎ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用についてアンケートを実施しています。  
よろしければご協力ください。[アンケートのページへ](#)